

浜松市授産製品等アドバイス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者施設が取り扱う、授産製品又はサービスの改善に関するアドバイス支援を、協力事業所に委託することにより、障害者施設における技能及び工賃の向上を図るとともに、障害者施設と民間企業の交流拡大に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 「障害者施設」は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項に規定する障害者就労施設等のうち、浜松市内に所在し、授産製品又はサービスの改善について課題を抱えるもの及び市長が適当であると認められたものをいう。

2 「授産製品等」は、障害者施設の提供する、食品、雑貨等の物品又は清掃、データ入力等の役務をいう。

3 「協力事業所」は、障害者施設の抱える課題克服に関するアドバイス支援を通じて、障害者を地域で支えあう仕組みづくりを促進することに熱意を有する企業、団体は又は個人であり、市長が適当であると認められたものをいう。

4 「アドバイス支援」は、協力事業所が障害者施設の求めに応じて双方の同意のもとに計画的に行う市長が決定した期間に行われる支援をいう。

(協力事業所の決定及び登録)

第3条 協力事業所になろうとする事業所の代表者は、協力事業所登録申込書（様式第1号）を、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申込書を受理したときには、その適否を決定し、協力事業所登録適否決定通知書（様式第2号）を、事業所の代表者に通知する。

3 市長は、適当と認められた事業所を協力事業所登録簿（様式第3号）に登録する。

(協力事業所の登録内容の変更)

第4条 協力事業所の登録内容を変更しようとする場合については、前条の規定を準用する。この場合において、「協力事業所登録申込書」とあるのは「協力事業所変更登録申込書」と、「協力事業所登録適否決定通知書」とあるのは「協力事業所変更登録適否決定通知書」と読み替える。

2 市長は、事業所の代表者に「協力事業所変更登録適否決定通知書」を通知したときは、協力事業所登録簿（様式第3号）の変更をする。

(協力事業所の辞退等)

第5条 協力事業所の代表者は、協力事業所を辞退するときは、協力事業所辞退届出書（様式第4号）をすみやかに市長に提出する。

2 市長は、協力事業所辞退届出書を受理したとき、又は事業所の事情等により本事業への協力が不能になったときは、当該事業所を協力事業所登録簿（様式第3号）から削除する。

（アドバイス支援の委託）

第6条 市長は、協力事業所がアドバイス支援を実施する場合は業務委託契約を締結する。

2 協力事業所の事情により、本事業への協力が不能になったときは、委託契約を解除する。

（アドバイス支援の利用及び実績の報告）

第7条 アドバイス支援を受けることを希望する障害者施設は、アドバイス支援を依頼する協力事業所と協議のうえ、アドバイス支援利用申込書（様式第5号）を作成し、市長に提出する。

2 市長は、前項の申込書を受理したときには、その適否を決定し、アドバイス支援適否決定通知書（様式第6号）を、障害者施設の代表者に通知する。このとき、市長は、アドバイス支援を実施する協力事業所に対して、アドバイス支援適否決定通知書の写しを交付する。

3 障害者施設が、第1項の申込書の内容を変更しようとするときは、前2項の規定を準用する。この場合において、「アドバイス支援利用申込書」とあるのは「アドバイス支援利用変更申込書」、「アドバイス支援適否決定通知書」とあるのは「アドバイス支援変更適否決定通知書」と読み替える。

4 前項において、申込内容の変更が軽微なものにとどまるときは、アドバイス支援利用変更申込書の提出を要しない。

5 障害者施設は、第2項のアドバイス支援適否決定通知書に定めるアドバイス支援を受けることが終了したときは、アドバイス支援を実施した協力事業所と連携のもと、アドバイス支援授受報告書（様式第7号）を作成し、支援終了日の翌月15日までに市長に提出する。

（アドバイス支援の適否）

第8条 第7条第2項の適否の決定にあたっては、以下の各号のすべてにあてはまることをアドバイス支援承諾の要件とする。

1 第1条に規定する目的にかなうものであること

2 当該支援の対象品目が当事者間で現在成立している受発注契約の対象でないこと

3 1日あたりのアドバイス支援に要する時間は2時間以上であること

4 アドバイス支援を受ける障害者施設人数（施設職員又は利用者）は、1日につき3人以上であること

5 アドバイス支援を行う者がアドバイス支援対象者と直接面会して行なうものであること

6 単なる見学行為でないこと

7 安全性に十分配慮したものであること

(期間の決定)

第9条 アドバイス支援期間は、契約履行期間内において設定するものとする。

(完了報告と請求)

第10条 委託契約を締結した協力事業所の代表者は、アドバイス支援を終了したときは、業務完了報告書(様式第8号)をすみやかに市長に提出する。

2 協力事業所は、第7条第5項のアドバイス支援授受報告書の実績に応じた委託料をアドバイス支援事業委託料請求書(様式第9号)により市長に請求する。

3 市長は、前項の規定により請求書を受領したときは、協力事業所に委託料を支払う。

(委託料)

第11条 協力事業所がアドバイス支援を実施したときの委託料は、1日あたり2万円とする。ただし、決定されたアドバイス支援につき委託料の上限を、3日分の6万円とする。

(アドバイス支援期間中の指導等)

第12条 市長は、アドバイス支援期間中においても、協力事業所との連携を密にしながら、必要な連絡を行うものとする。

2 アドバイス支援において生じる必要な経費は、協力事業所及び支援対象となる障害者施設が負担するものとし、市長は協力事業所に対する委託料を除き一切の経費を負担しない。

(事故の処理)

第13条 委託契約を締結した協力事業所は、アドバイス支援期間中に事故が発生したときは、すみやかに市長に事故の内容を報告する。

2 アドバイス支援実施中に生じた事故の責任と損害の負担は、協力事業所及びアドバイス支援対象となる障害者施設が責任を負うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じたときは、市長と協力事業者及び支援対象となる障害者施設が誠意をもって協議し、解決をはかるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。